

## 真珠産業連携強化協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 真珠の振興に関する法律（平成28年法律第74号）をふまえ、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の効果的な推進に必要な真珠産業関係機関の全国的な協力の枠組みとして、真珠産業連携強化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 真珠産業および宝飾文化の振興にかかる関係機関間の連携強化に関すること
- (2) 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の効果的な推進に向けた行動計画に関すること
- (3) 次世代中核的人材育成事業に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内とオブザーバーをもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから一般社団法人日本真珠振興会会长（以下、本条において「会長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者、有識者
- (2) 事業者
- (3) その他会長が必要と認める者

3 オブザーバーは、次の各号に掲げる者のうちから、会長が承認した者とする。

- (1) 行政機関
- (2) 試験研究機関
- (3) その他会長が必要と認める者

4 会長は、特別の事項を協議するために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、座長が日時、場所及び議事を定め招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に有識者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(決議事項)

第7条 協議会の決議事項は全会一致とする。ただし、意見が分かれた場合は、委員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は座長の決するところによる。

(部会)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会で協議すべき事項は、座長が定める。
- 3 部会に属する委員およびオブザーバー、臨時委員は座長が指名する。
- 4 第5条、第6条及び第7条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と、「副座長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 5 協議会は、あらかじめ決議したときは、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、一般社団法人日本真珠振興会内に設置する事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。